

# 税金あれこれ



軽自動車税の税率改正や市・県民税の申告についてなど、税金に関する情報を掲載しています。

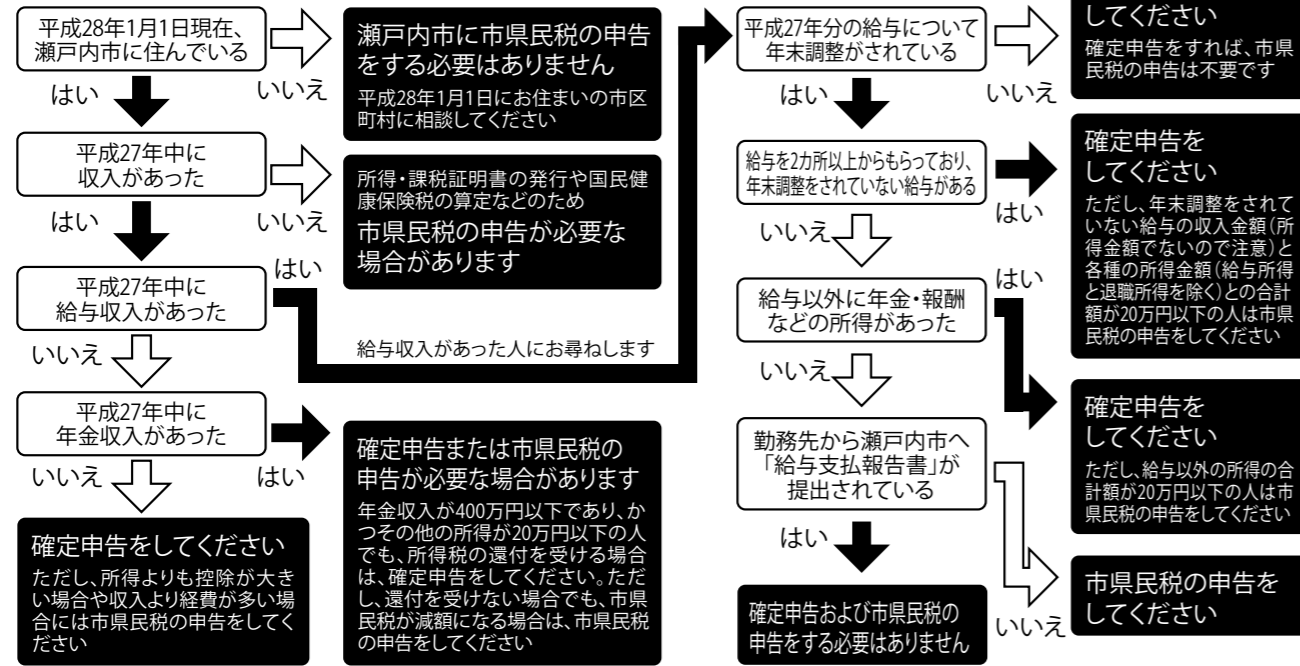
税務課  
☎0869-22-1114



市・県民税の申告は、平成28年度の市・県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。  
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請などの各種手続きに必要となりますので、フローチャート（下図）を参考に必要な手続きをしてください。

**市・県民税  
申告準備を  
お忘れなく！**

申告が必要かどうか、確認してみましょう。



※このフローチャートは、一般的な事例です。ここに載っていない事例もありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 軽自動車税の 税率改正

平成26年度の地方税法の一部改正により、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車、三輪・四輪以上の軽自動車の税率が、平成28年度から引き上げられます。

ただし、三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降

原動機付自転車と二輪車など

区分	税額（年額）		
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車から税率が引き上げられます（左表参照）。また、グリーン化を進める（環境負荷に応じて税率を調整する）観点から、賦課期日に、初めて車両番号の指定を受けてから13年を超える三輪成28年度から引き上げられます。

平成27年度に初めて新規登録を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の

軽自動車（三輪・四輪以上の車両）標準税額

区分	旧税額（年額）		新税額（年額）	
	平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けた車両		平成27年4月1日以降に最初の車両番号の指定を受けた車両	
軽自動車	三輪のもの	営業用	3,100円	3,900円
		乗用	5,500円	6,900円
	四輪以上のもの	営業用	7,200円	10,800円
		乗用	3,000円	3,800円
		営業用	4,000円	5,000円

※新税額は平成27年度から適用



税率は、その燃費性能に応じて、平成28年度の税率が引き下げられます（下表参照）。

軽自動車税のグリーン化特例 ※軽自動車税のグリーン化特例は平成28年度から適用（ただし、軽課は平成28年度のみ適用）

区分	税額（年額）					
	軽自動車税のグリーン化特例（重課）		軽自動車税のグリーン化特例（軽課）			
	最初の車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両		電気自動車および天然ガス軽自動車			
軽自動車	三輪のもの	乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車	乗用：平成32年度燃費基準達成車	2,000円	3,000円	
		貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車	貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車			
	四輪以上のもの	営業用	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	
	貨物用	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	

## 来署による相談は 事前に予約をお願いします

税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、事前予約の上で相談を受けています。

※予約の際には、名前・住所・相談内容などをお聞きます。



国税に関する一般的なご相談はホームページ（タックスアンサー）をご利用ください。



国税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」で受け付けています。税務署に電話をかけると音声ガイダンスのご案内があります。一般的な相談（税の取り扱い、申告手続きなど）につ

いては、番号「1」を選択してください。また、個別の相談（面接相談の事前予約、税金の納付相談、税務署への問い合わせなど）については、番号「2」を選択してください。  
西大寺税務署  
☎086-942-3815

## 税務署からの お知らせ

